

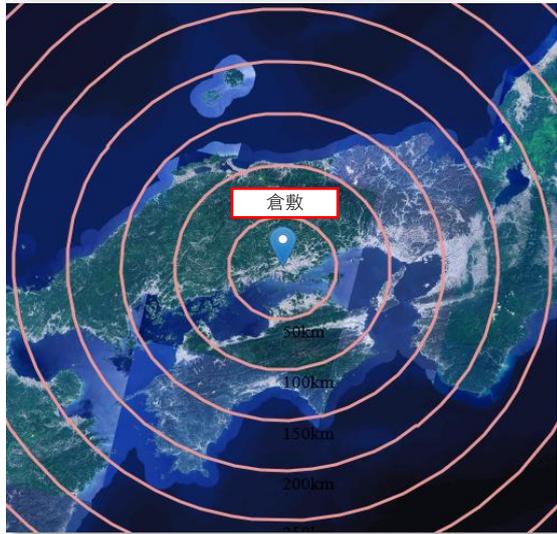
# 倉敷市下水道事業概要

—令和6年度版—



倉敷市環境リサイクル局下水道部

# 1 はじめに



出典：国土地理院ウェブサイト

## 目次

1. はじめに	1
2. 下水道の沿革	2
3. 下水道の計画	3
4. 整備状況	4
5. 児島湖流域下水道	6
6. 単独公共下水道	9
7. 下水道の料金・接続・各種補助制度	15
8. 農業集落排水事業	17
9. マンホールカード	17
10. 下水道部組織図	18

## 市の概要

倉敷市は、岡山県南部岡山平野のほぼ中央部に位置しており、南は多島美豊かな瀬戸内海に面している。また、市域のほぼ中央を一級河川高梁川が南北に貫流し、その沖積地帯と比較的低い山や緩やかな丘陵地帯からなっている。

地域発展のため昭和42年2月1日に大合併を行い、倉敷・児島・玉島の旧3市による新しい倉敷市が誕生した。昭和46年・47年と相次いで庄村・茶屋町を合併し、平成17年8月1日には船穂町・真備町と合併、名実ともに東瀬戸内圏の拠点都市として発展を続けている。

また、白壁の建物や柳並木が美しい倉敷美観地区のある「倉敷地区」をはじめ、瀬戸内海国立公園の多島美が広がる繊維のまち「児島地区」や日本有数の工業地帯である「水島地区」、港町として栄えたノスタルジックな町並みを残す「玉島地区」、マスカットやスイートピーの一大産地である「船穂地区」、吉備真備公ゆかりの美しい竹林の町「真備地区」など、地域によって多彩な魅力を有している。

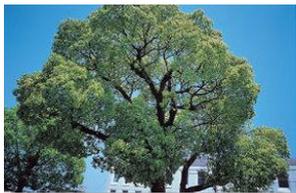
出典：観光統計書より一部引用

## 市の紹介

倉敷の「クラ」を図案化したもので、横へ広がる翼は瀬戸内経済圏の中核都市として、産業・文化・観光の調和ある住みよい理想都市を目指して飛躍発展する姿を表している。また、円は市民の団結と融和を象徴している。



市木 くすのき



市花 ふじ



市の鳥 カワセミ



## 統計データ

令和6年3月31日現在

人口（外国人を含む）	
人口（人）	474,330
世帯数（世帯）	220,070

令和5年12月31日現在

面積	
市域面積（ha）	35,607
都市計画区域面積（ha）	35,385
市街化区域面積（ha）	12,098

（令和3年～令和5年：3箇年平均データ）

気候	
平均気温（℃）	16.5
最高気温（℃）	36.1
最低気温（℃）	-4.3
降水量（mm）	991.8

# 2 下水道の沿革

年	月	記	事	年	月	記	事
昭和27年	7月	児島処理区事業認可		平成10年	4月	田の口ポンプ場運転開始	
昭和30年	2月	倉敷処理区事業認可				雨水流出抑制施設設置促進事業	
昭和34年	4月	下水道法施行				(モデル事業) 採択	
昭和35年	10月	倉敷下水処理場運転開始			10月	下津井ポンプ場運転開始	
昭和37年	9月	公共下水道条例制定 (旧児島市)				真備処理区事業認可	
昭和38年	10月	下水道条例制定 (旧倉敷市)				農業集落排水施設 (船穂西部地区)	
昭和39年	2月	水島処理区事業認可				船穂西部処理場運転開始	
昭和40年	3月	公共下水道施設条例制定 (旧倉敷市)		平成11年	8月	農業集落排水施設 (浅原地区)	
	4月	下の町ポンプ場運転開始				浅原処理場運転開始	
昭和42年	2月	倉敷市、児島市、玉島市大合併		平成12年	3月	倉敷、水島、児島、玉島下水処理場の	
昭和43年	12月	倉敷市下水道条例制定 (旧条例廃止)				高度処理化変更事業認可	
昭和45年	7月	児島下水処理場運転開始			4月	倉敷東第2ポンプ場運転開始	
昭和46年	3月	都窪郡庄村編入			10月	倉敷下水処理場 高度処理運転開始	
昭和47年	5月	都窪郡茶屋町編入		平成13年	5月	農業集落排水施設 (箭田川南地区)	
	7月	水洗便所改造資金貸付条例制定				箭田川南処理場運転開始	
昭和50年	4月	阿津ポンプ場運転開始			9月	玉島下水処理場 高度処理運転開始	
	12月	玉島処理区事業認可			10月	吉岡川第2ポンプ場運転開始	
昭和51年	3月	受益者負担に関する条例制定		平成14年	3月	船穂雨水ポンプ場運転開始	
	4月	水島下水処理場運転開始			4月	倉敷東第4ポンプ場運転開始	
昭和54年	3月	児島湖流域下水道事業計画の認可			9月	水島下水処理場 高度処理運転開始	
昭和57年	6月	玉島下水処理場運転開始			10月	船穂中新田ポンプ場運転開始	
昭和59年	6月	倉敷処理分区事業認可		平成15年	4月	柏島ポンプ場運転開始	
昭和61年	6月	水島下水処理場場内ポンプ場		平成16年	3月	真備浄化センター運転開始 (高度処理)	
		(分流汚水) 運転開始			4月	倉敷北第3ポンプ場運転開始	
	7月	倉敷下水処理場接触酸化池運転開始			6月	玉島北第3ポンプ場運転開始	
昭和62年	9月	児島下水処理場第2期運転開始				児島下水処理場 高度処理運転開始	
昭和63年	6月	水島東ポンプ場運転開始		平成17年	4月	松江ポンプ場運転開始	
平成元年	3月	児島湖流域下水道浄化センター通水式典			8月	倉敷市、浅口郡船穂町、吉備郡真備町合併	
平成 2年	4月	農業集落排水施設 (船穂東部地区)		平成21年	3月	倉敷処理区の汚水を流域へ切替	
		加瀬処理場運転開始		平成23年	4月	倉敷下水処理場から倉敷雨水貯留センターへ切替	
		農業集落排水施設 (船穂東部地区)		平成26年	2月	塩生ポンプ場運転開始	
		堅盤谷処理場運転開始		平成27年	4月	阿賀崎第1ポンプ場運転開始	
平成 3年	3月	児島湖流域下水道への接続			5月	児島下水処理場消化ガス発電運転開始	
		及び倉敷中第2ポンプ場運転開始		平成30年	2月	倉敷市屋内水泳センター下水熱利用開始	
	8月	倉敷中第3ポンプ場運転開始		平成31年	4月	企業会計 (財務適用) 開始	
平成 4年	4月	倉敷中第1ポンプ場運転開始		令和元年	8月	農業集落排水施設 (船穂東部地区)	
平成 5年	6月	阿津第2ポンプ場運転開始				加瀬・堅盤谷処理区公共下水道接続	
平成 6年	1月	鶴の浦ポンプ場運転開始		令和 2年	6月	倉敷市雨水管理総合計画策定	
平成 8年	2月	玉島北第1ポンプ場運転開始				内水ハザードマップ公表	
	3月	玉島北第2ポンプ場運転開始		令和 3年	5月	倉敷市止水板設置工事等補助金交付要綱施行	
	10月	玉島処理区事業認可変更		令和 4年	4月	倉敷市総合浸水対策に関する条例制定	
		(船穂公共下水道の受入れ)		令和 5年	7月	倉敷市総合浸水対策基本計画策定	
		船穂処理区事業認可		令和 6年	8月	吉岡川雨水ポンプ場運転開始	
平成 9年	5月	水島東ポンプ場第2期運転開始					

# 3 下水道の計画

## 汚水処理の計画

### 【全体計画】

処理区名	処理面積 (ha)	処理人口 (人)	日最大 計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)
水島処理区	2,646	79,100	38,580
児島処理区	1,573	47,800	24,560
玉島処理区	2,017	51,600	28,130
船穂処理区	249	5,500	3,100
真備処理区	320	10,300	4,060
単独公共計	6,805	194,300	98,430
倉敷処理分区	3,952	196,700	92,390
同上計	3,952	196,700	92,390
合計	10,757	391,000	190,820

流関 (R6.3 事業計画変更)

### 【事業計画】

公共 (R6.3 事業計画変更)

処理面積 (ha)	処理人口 (人)	日最大 計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	主要な管きよ の延長 (m)	建設事業費 (百万円)
2,646	84,800	40,940	53,250	
1,573	53,700	23,860	35,090	
1,783	55,100	24,850	38,690	
249	6,400	3,490	8,710	
305	11,400	4,450	7,160	
6,556	211,400	97,590	142,900	
3,927	203,000	94,890	94,060	229,604
3,927	203,000	94,890	94,060	229,604
10,483	414,400	192,480	236,960	515,962

注) 1 「主要な管きよの延長」には分流雨水管延長を含む。  
2 主要な管きよとは下水道法施行規則第3条に規定する。

## 浸水対策の計画



# 4

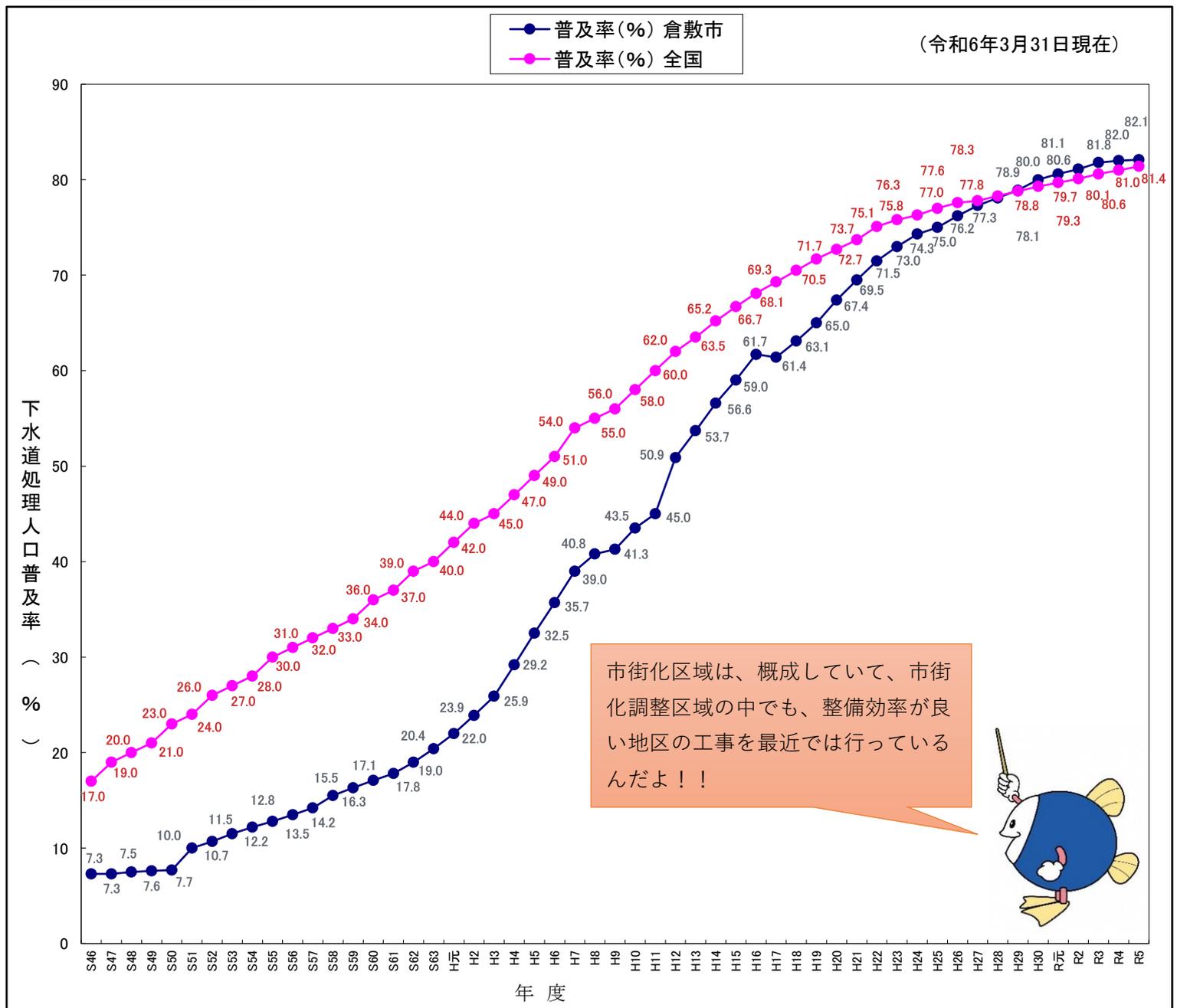
## 整備状況

令和6年3月31日現在統計データ

区分		処理区	倉敷 処理分区	水島 処理区	児島 処理区	玉島 処理区	船穂 処理区	真備 処理区	合計
A 住民基本台帳人口 (人)			242,206	88,775	52,315	62,422	8,599	20,013	474,330
処理面積	B 計画面積 (ha)		3,927	2,646	1,573	1,783	249	305	10,483
	C 令和5年度末までの累計面積 (ha)		3,439	2,114	1,441	1,443	211	289	8,936
	整備率 C/B (%)		87.6	79.9	91.6	80.9	84.7	94.8	85.2
処理人口	D 計画人口 (人)		203,000	84,800	53,700	55,100	6,400	11,400	414,400
	E 令和5年度末までの累計人口 (人)		191,494	82,708	48,107	49,605	6,799	10,793	389,506
	普及率 E/A (%)		79.1	93.2	92.0	79.5	79.1	53.9	82.1

- 注) 1 B 計画面積・D 計画人口は水洗化を考慮した処理区別事業計画値 (R6.3) を示す。  
 2 整備率は、事業計画面積に対する整備の達成率を示す。  
 3 整数での公表値であるため端数調整あり。

### 人口普及率の推移



- ※ 平成17年度末より、船穂・真備を含む。  
 ※ H24末～26末の全国人口普及率は福島県を除く。  
 ※ H27末以降の全国人口普及率は福島県のうち、東日本大震災の影響により調査不能な市町村を除く。(以下同じ)

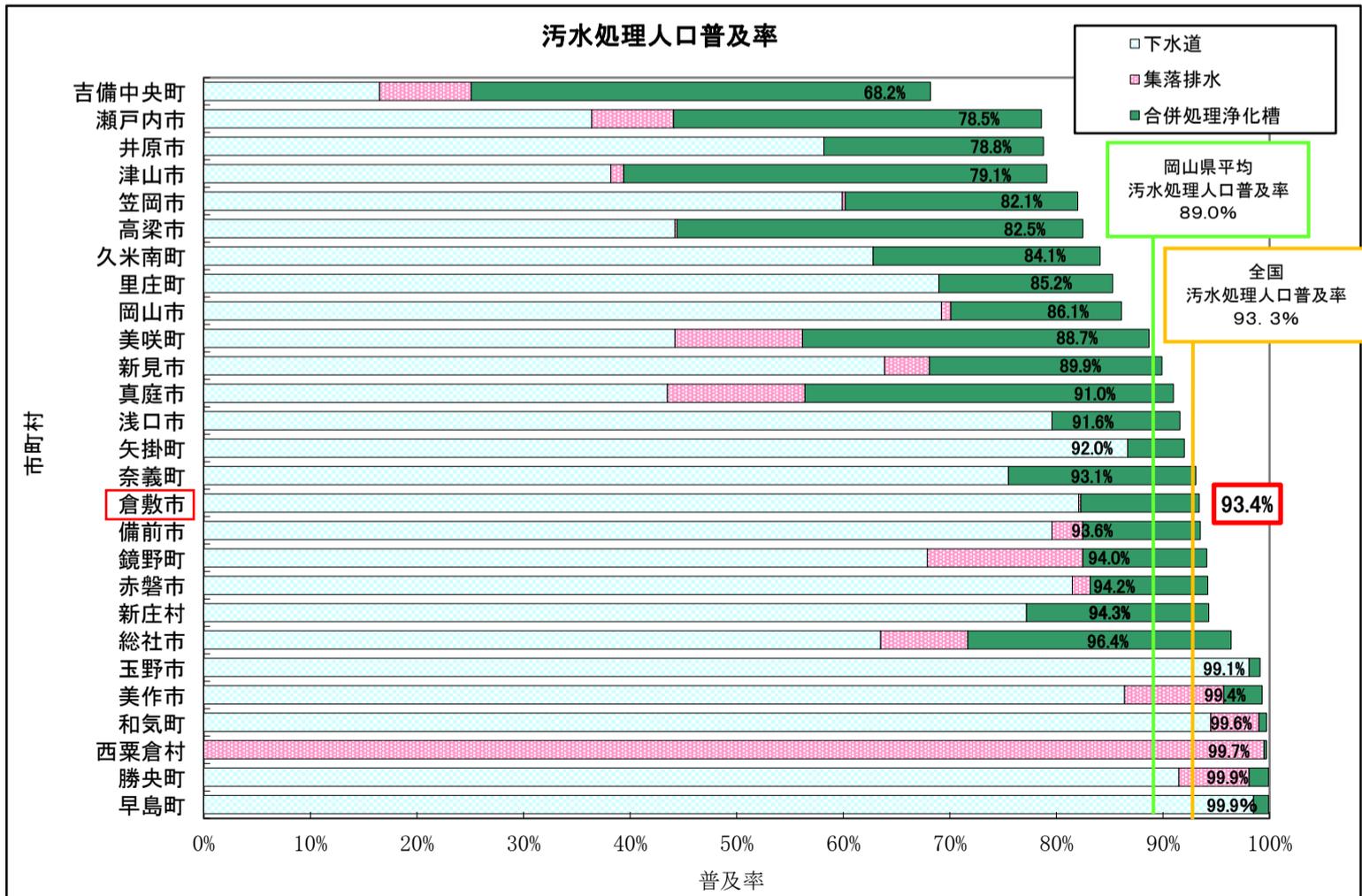
岡山県内の汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率(令和6年3月31日現在)

(岡山県都市計画課資料)

市町村名	住民基本台帳人口 (人)	整備区分						合計④ =①+②+③	
		下水道①		集落排水②		合併処理浄化槽③		処理人口 (人)	整備率 (%)
		処理人口 (人)	整備率 (%)	処理人口 (人)	整備率 (%)	処理人口 (人)	整備率 (%)		
岡山市	696,280	481,682	69.2%	6,266	0.9%	111,561	16.0%	599,509	86.1%
倉敷市	474,330	389,506	82.1%	827	0.2%	52,515	11.1%	442,848	93.4%
津山市	95,514	36,503	38.2%	1,141	1.2%	37,941	39.7%	75,585	79.1%
玉野市	54,626	53,583	98.1%	0	0.0%	554	1.0%	54,137	99.1%
笠岡市	44,431	26,623	59.9%	146	0.3%	9,690	21.8%	36,459	82.1%
井原市	37,149	21,625	58.2%	0	0.0%	7,651	20.6%	29,276	78.8%
総社市	69,580	44,190	63.5%	5,722	8.2%	17,190	24.7%	67,102	96.4%
高梁市	26,497	11,711	44.2%	52	0.2%	10,098	38.1%	21,861	82.5%
新見市	26,258	16,781	63.9%	1,102	4.2%	5,721	21.8%	23,604	89.9%
備前市	31,207	24,848	79.6%	906	2.9%	3,442	11.0%	29,196	93.6%
瀬戸内市	36,299	13,200	36.4%	2,798	7.7%	12,511	34.5%	28,509	78.5%
赤磐市	42,759	34,848	81.5%	717	1.7%	4,699	11.0%	40,264	94.2%
真庭市	41,260	17,936	43.5%	5,338	12.9%	14,275	34.6%	37,549	91.0%
美作市	25,235	21,804	86.4%	2,354	9.3%	916	3.6%	25,074	99.4%
浅口市	32,848	26,135	79.6%	0	0.0%	3,951	12.0%	30,086	91.6%
和気町	12,995	12,277	94.5%	579	4.5%	92	0.7%	12,948	99.6%
早島町	12,767	12,574	98.5%	0	0.0%	184	1.4%	12,758	99.9%
里庄町	10,933	7,539	69.0%	0	0.0%	1,779	16.3%	9,318	85.2%
矢掛町	13,223	11,466	86.7%	0	0.0%	695	5.3%	12,161	92.0%
新庄村	811	626	77.2%	0	0.0%	139	17.1%	765	94.3%
鏡野町	12,184	8,267	67.9%	1,774	14.6%	1,410	11.6%	11,451	94.0%
勝央町	10,805	9,885	91.5%	709	6.6%	196	1.8%	10,790	99.9%
奈義町	5,560	4,198	75.5%	0	0.0%	981	17.6%	5,179	93.1%
西粟倉村	1,333	0	0.0%	1,326	99.5%	3	0.2%	1,329	99.7%
久米南町	4,366	2,744	62.8%	0	0.0%	928	21.3%	3,672	84.1%
美咲町	12,728	5,620	44.2%	1,531	12.0%	4,135	32.5%	11,286	88.7%
吉備中央町	10,259	1,693	16.5%	886	8.6%	4,419	43.1%	6,998	68.2%
岡山県計	1,842,237	1,297,864	70.5%	34,174	1.9%	307,676	16.7%	1,639,714	89.0%

※「合併処理浄化槽③」の処理人口については、民間設置分も含む。



# 5 児島湖流域下水道

関係市町 : 岡山市  
倉敷市  
玉野市  
早島町

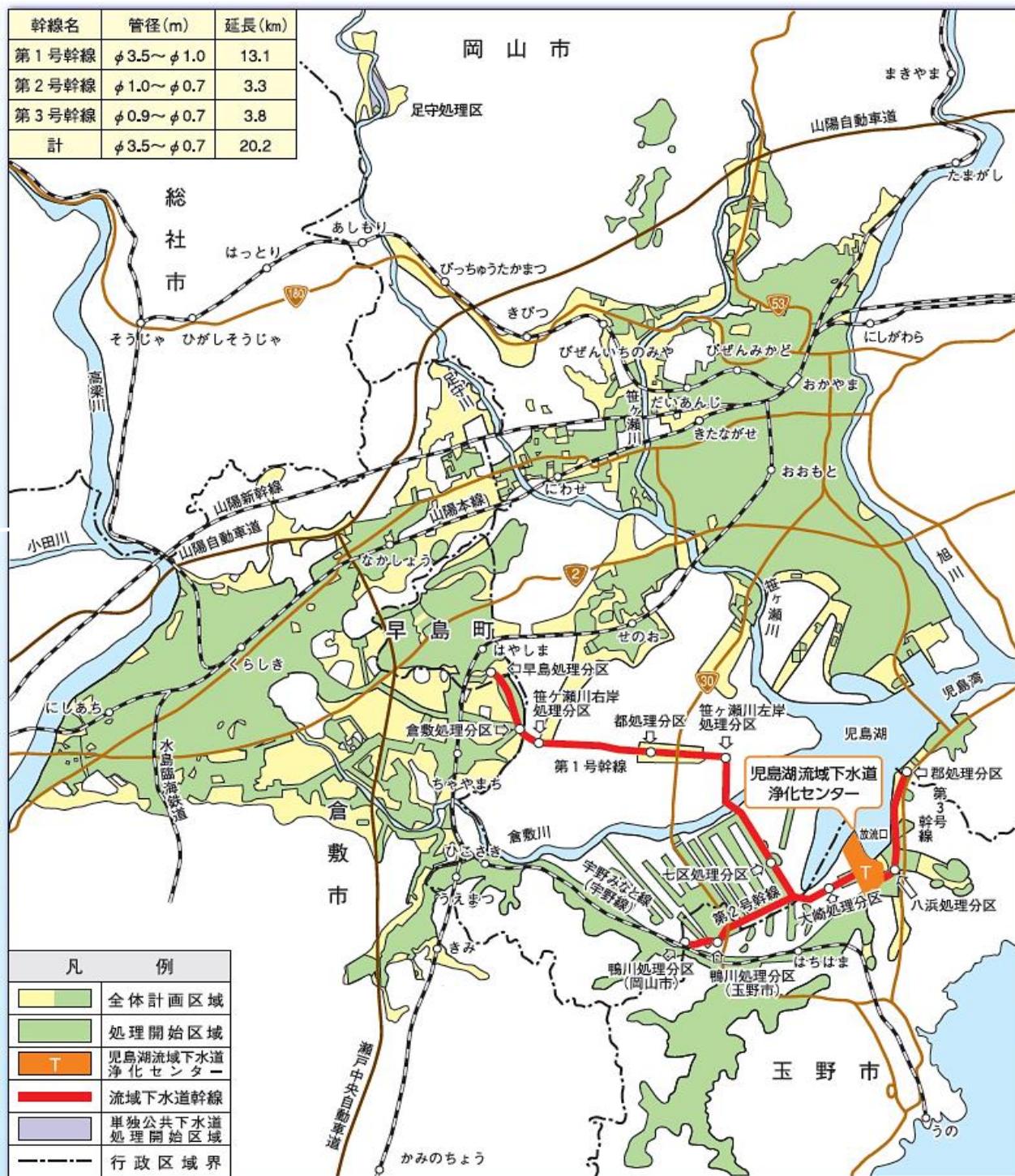
排除方式 : 分流式

(H30.3 変更認可)

項目	計画区域 (ha)	計画人口 (人)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日最大)	幹線管きよ (km)	執行年度
全体計画	13,654	677,000	373,000	20.2	S53~H42
事業計画	11,710	610,100	340,400	20.2	S53~R6

## 区域図

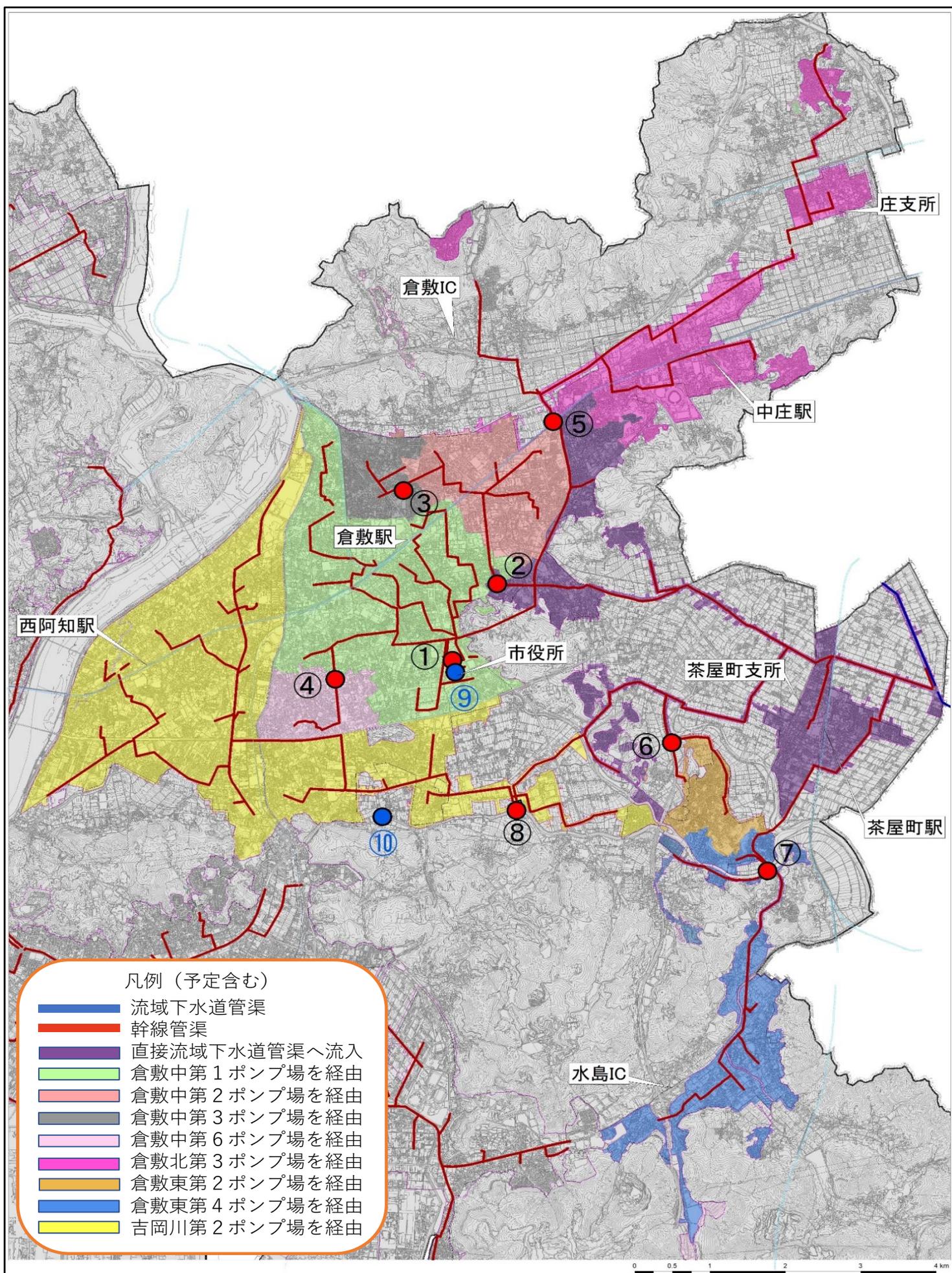
(令和6年3月31日現在)



## 児島湖流域下水道浄化センター

所在地	岡山県玉野市東七区
敷地面積	53.4ha
処理面積	9,793ha
現有処理能力	295,300m <sup>3</sup> /日
現有処理方式	凝集剤添加、三段硝化脱窒法及び急速ろ過
運転開始年月日	平成元年3月





① 倉敷中第1ポンプ場



所在地	白楽町
現有能力	36.40m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成4年4月
備考	倉敷中第1地区の汚水の中継し、児島湖流域下水道へ送水している。

② 倉敷中第2ポンプ場



所在地	羽島
現有能力	12.10m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成3年3月
備考	倉敷中第1地区の汚水と倉敷中第3ポンプ場からの汚水の中継し、児島湖流域下水道へ送水している。

③ 倉敷中第3ポンプ場



所在地	日ノ出町2丁目
現有能力	4.20m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成3年8月
備考	倉敷中第1地区の汚水の中継し、倉敷中第2ポンプ場へ送水している。

④ 倉敷中第6ポンプ場



所在地	沖新町
現有能力	4.80m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成6年6月
備考	倉敷中第1地区の汚水の中継し、倉敷中第1ポンプ場へ送水している。

⑤ 倉敷北第3ポンプ場



所在地	中庄
現有能力	5.00m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成16年4月
備考	倉敷北地区の汚水の中継し、児島湖流域下水道へ送水している。

⑥ 倉敷東第2ポンプ場



所在地	亀山
現有能力	1.40m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成12年4月
備考	倉敷東地区の汚水の中継し、児島湖流域下水道へ送水している。

⑦ 倉敷東第4ポンプ場



所在地	藤戸町天城
現有能力	2.90m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成14年4月
備考	倉敷南地区、倉敷東地区の汚水の中継し、児島湖流域下水道へ送水している。

⑧ 吉岡川第2ポンプ場



所在地	粒浦
現有能力	21.50m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成13年10月
備考	倉敷西地区、倉敷中第2地区の汚水の中継し、児島湖流域下水道へ送水している。

⑨ 倉敷雨水貯留センター



所在地	白楽町
現有能力	77.00m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成23年4月
備考	倉敷地区の合流式下水道の放流水質を改善する滞水施設で、雨天時の下水の放流の抑制を行っている。

⑩ 吉岡川雨水ポンプ場

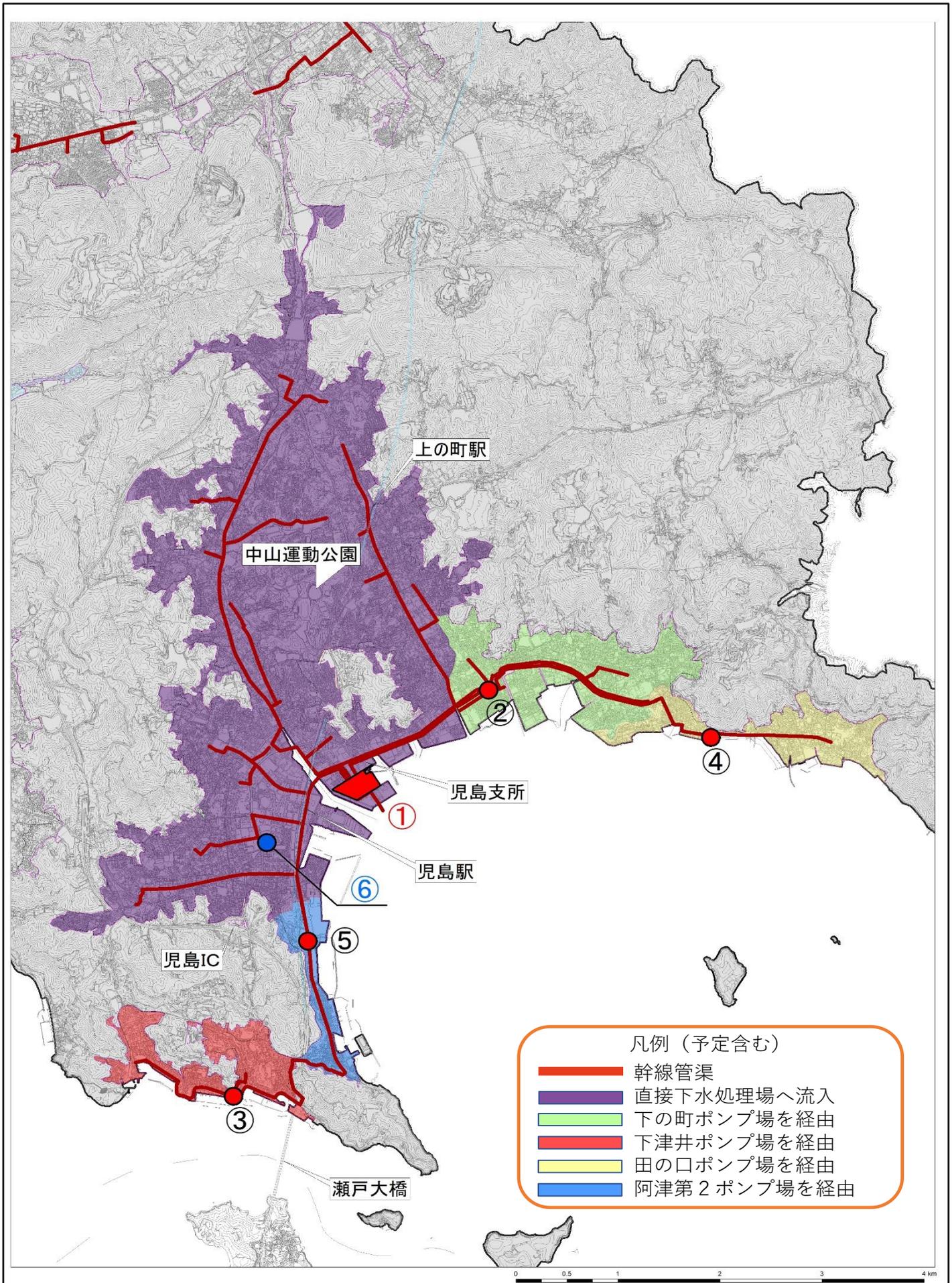


所在地	堀南、吉岡
現有能力	138.00m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	令和6年8月
備考	吉岡川左岸地区の雨水を吉岡川に排水している。

# 6

## 単独公共下水道

集水区域界図：児島処理区



① 児島下水処理場



所在地	児島小川町3695
敷地面積	78,500m <sup>2</sup>
処理面積(R5末)	1,436ha
処理面積(全体計画値)	1,573ha
事業計画処理能力	30,000m <sup>3</sup> /日
現有処理能力	27,250m <sup>3</sup> /日
放流先・海域	瀬戸内海・水島地先海域(甲)
現有処理方式	凝集剤添加標準活性汚泥法(段階的高度処理) 凝集剤添加硝化脱窒法(浮遊型)
運転開始年月(高度処理)	昭和45年7月 (平成16年6月)

② 下の町ポンプ場



所在地	児島下の町10丁目
現有能力	306.20m <sup>3</sup> /分(雨水) 24.60m <sup>3</sup> /分(汚水)
運転開始年月日	昭和40年4月
備考	田の口第1地区、田の口第2地区、下の町第1地区、下の町第3地区の汚水の中継し、児島下水処理場へ送水している。また、下の町排水区の雨水を瀬戸内海へ排水している。

③ 下津井ポンプ場



所在地	下津井吹上2丁目
現有能力	1.50m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成10年10月
備考	下津井地区の汚水の中継し、児島下水処理場へ送水している。

④ 田の口ポンプ場



所在地	児島田の口5丁目
現有能力	162.00m <sup>3</sup> /分(雨水) 2.30m <sup>3</sup> /分(汚水)
運転開始年月日	平成10年4月
備考	唐琴地区、田の口第2地区、田の口第3地区の汚水の中継し、児島下水処理場へ送水している。また、田の口排水区の雨水を瀬戸内海へ排水している。

⑤ 阿津第2ポンプ場

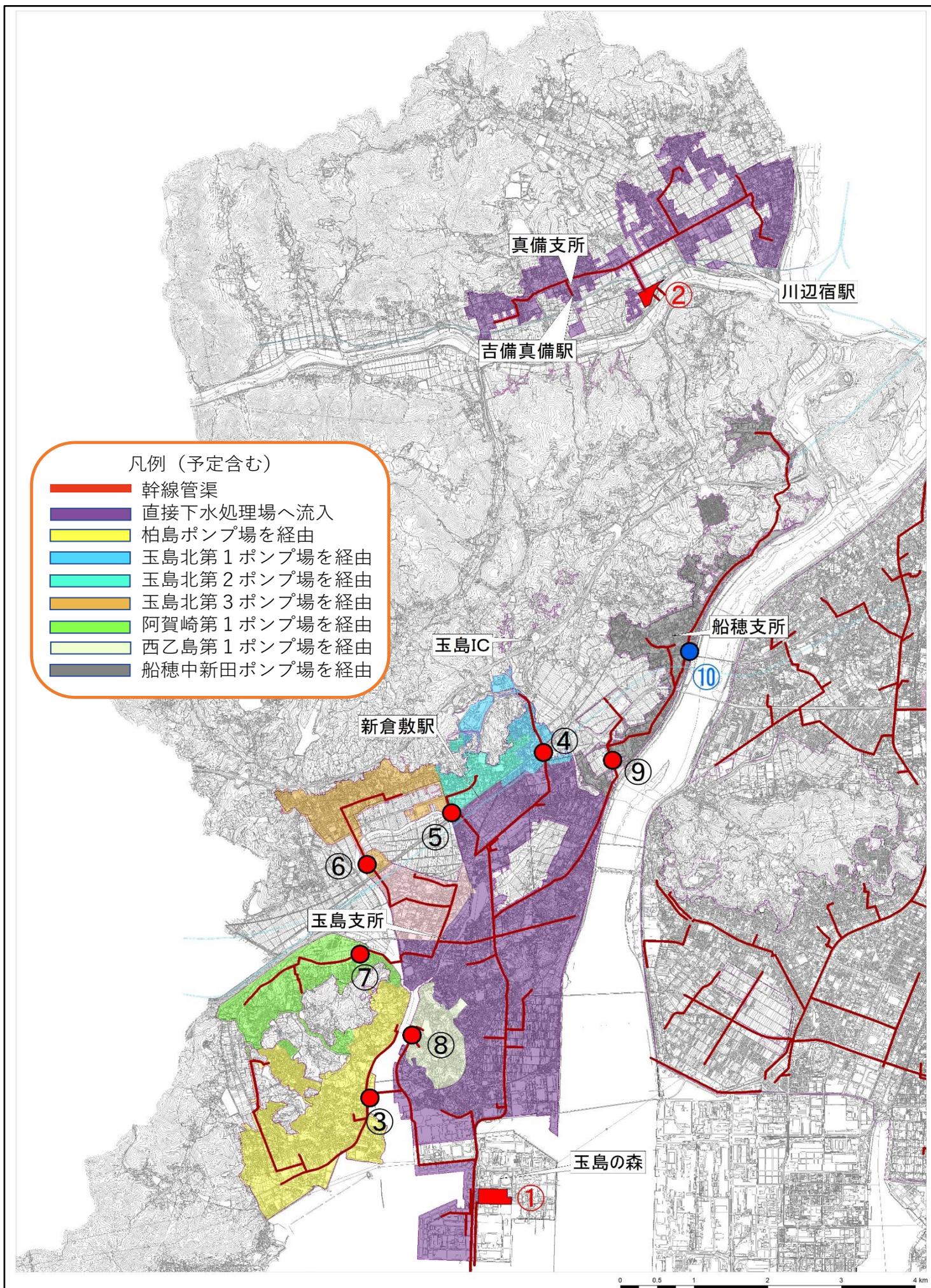


所在地	児島阿津1丁目
現有能力	1.90m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成5年6月
備考	大島地区の汚水の中継し、児島下水処理場へ送水している。

⑥ 阿津雨水ポンプ場



所在地	児島駅前4丁目
現有能力	1,344.00m <sup>3</sup> /分(雨水)
運転開始年月日	昭和50年4月
備考	赤崎排水区、味野排水区の雨水を瀬戸内海へ排水している。



① 玉島下水処理場



所在地	玉島乙島 8 2 5 5 - 4
敷地面積	8 9,1 8 0 m <sup>2</sup>
処理面積(R 5 末)	1, 6 4 0 ha
処理面積 (全体計画値)	2, 2 6 6 ha
事業計画 処理能力	3 1,4 0 0 m <sup>3</sup> /日
現有処理能力	1 7,6 0 0 m <sup>3</sup> /日
放流先・海域	瀬戸内海・水島地先海域(甲)
現有処理方式	凝集剤添加標準活性汚泥法 (段階的高度処理) 凝集剤添加硝化脱窒法(浮遊型)
運転開始年月 (高度処理)	昭和 5 7 年 6 月 (平成 1 6 年 6 月)

② 真備浄化センター



所在地	真備町下二万 1 9 6 6 - 1
敷地面積	4 3,6 0 0 m <sup>2</sup>
処理面積(R 5 末)	2 8 9 ha
処理面積 (全体計画値)	6 7 4 ha
事業計画 処理能力	6, 0 0 0 m <sup>3</sup> /日
現有処理能力	6, 0 0 0 m <sup>3</sup> /日
放流先・海域	小田川、古川水路・高梁川
現有処理方式	高度処理 オキシデーションディッチ法 凝集剤添加
運転開始年月	平成 1 6 年 3 月

③ 柏島ポンプ場



所在地	玉島柏島
現有能力	2.50m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成 1 5 年 4 月
備考	玉島柏島地区の汚水の中継し、 玉島下水処理場へ送水している。

④ 玉島北第 1 ポンプ場



所在地	玉島長尾
現有能力	1.80m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成 8 年 2 月
備考	玉島北地区の汚水の中継し、 玉島下水処理場へ送水している。

⑤ 玉島北第 2 ポンプ場



所在地	玉島瓜崎
現有能力	1.70m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成 8 年 3 月
備考	玉島北地区の汚水の中継し、 玉島下水処理場へ送水している。

⑥ 玉島北第 3 ポンプ場



所在地	玉島八島
現有能力	1.60m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成 1 6 年 4 月
備考	玉島北地区の汚水の中継し、 玉島下水処理場へ送水している。

⑦ 阿賀崎第 1 ポンプ場



所在地	玉島阿賀崎
現有能力	2.50m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成 2 7 年 4 月
備考	阿賀崎地区の汚水の中継し、 玉島下水処理場へ送水している。

⑧ 西乙島第 1 ポンプ場



所在地	玉島乙島
現有能力	2.70m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成元年 7 月
備考	西乙島地区の汚水の中継し、 玉島下水処理場へ送水している。

⑨ 船穂中新田ポンプ場

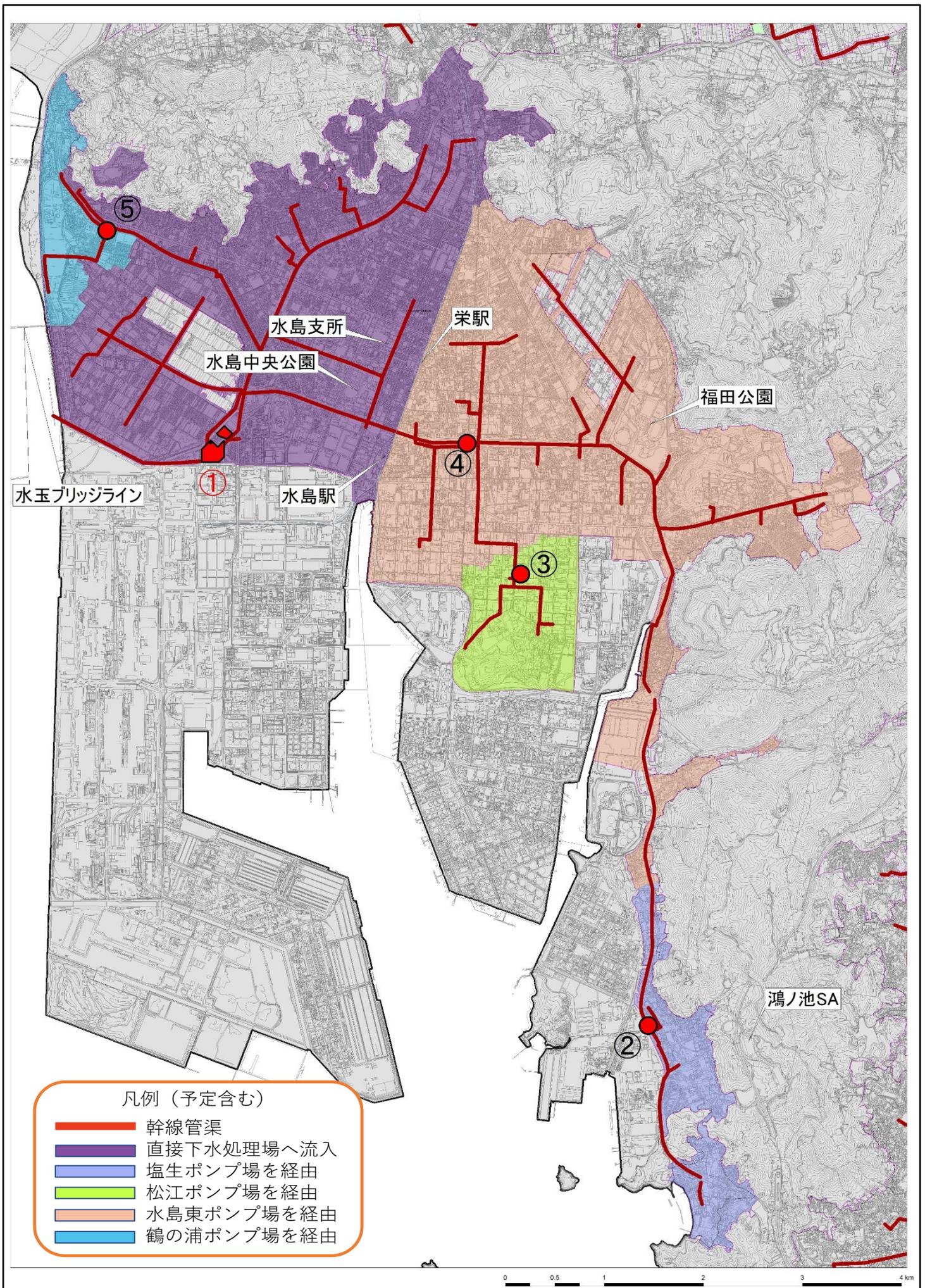


所在地	船穂町船穂
現有能力	2.40m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成 1 4 年 1 0 月
備考	船穂地区、柳井原地区の 汚水の中継し、玉島下水 処理場へ送水している。

⑩ 船穂雨水ポンプ場



所在地	船穂町船穂
現有能力	2 0 0.0 0 m <sup>3</sup> /分(雨水)
運転開始年月日	平成 1 4 年 3 月
備考	船穂排水区の雨水を高 梁川に排水している。



① 水島下水処理場



所在地	水島西通1丁目
敷地面積	48,500m <sup>2</sup>
処理面積(R5末)	2,108ha
処理面積(全体計画値)	2,646ha
事業計画処理能力	46,100m <sup>3</sup> /日
現有処理能力	59,400m <sup>3</sup> /日
放流先・海域	高梁川・水島地先海域(甲)
現有処理方式	凝集剤添加標準活性汚泥法(段階的高度処理) 凝集剤添加硝化脱窒法(担体投入)
運転開始年月(高度処理)	昭和51年4月 (平成14年9月)

② 塩生ポンプ場



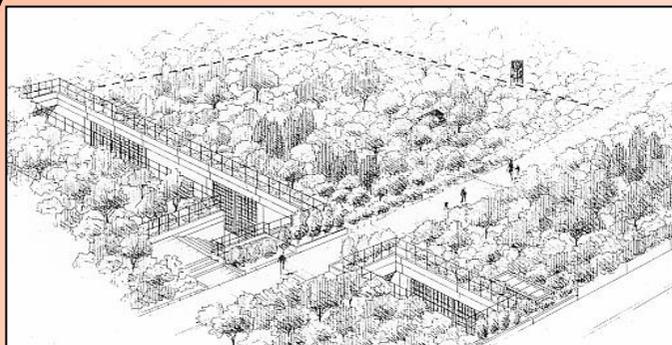
所在地	児島塩生
現有能力	1.77m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成26年2月
備考	本荘地区の汚水の中継し、水島東ポンプ場へ送水している。

③ 松江ポンプ場



所在地	松江1丁目
現有能力	2.70m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成17年4月
備考	水島東第2地区の汚水の中継し、水島東ポンプ場へ送水している。

④ 水島東ポンプ場



所在地	中畝3丁目、4丁目
現有能力	14.40m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	昭和63年6月、平成9年5月(第2期)
備考	水島東第1地区、水島東第3地区、本荘地区の汚水の中継し、水島下水処理場へ送水している。

⑤ 鶴の浦ポンプ場



所在地	鶴の浦3丁目
現有能力	4.80m <sup>3</sup> /分
運転開始年月日	平成6年1月
備考	水島西地区の汚水の中継し、水島下水処理場へ送水している。

# 7

## 下水道の料金・接続・各種補助制度

### 受益者負担金

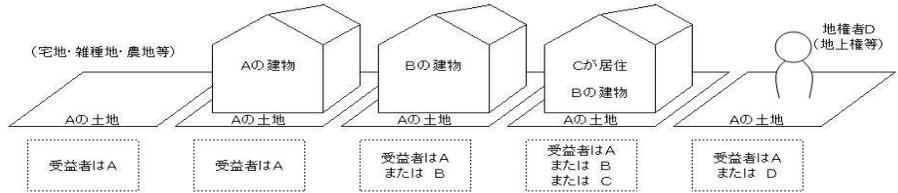
（「倉敷市下水道事業受益者負担に関する条例」による） [昭和51年4月1日施行]

公共下水道が整備されると生活環境が改善され、快適になる。しかし、下水道事業には巨額の建設費が必要であり、しかも道路や公園と違い利用できる人が限られている。そのため、下水道が建設されることによって利益を受ける土地所有者等に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金制度である。

**受益者** 供用開始の告示をされた区域内の土地（受益地）を所有する方。  
 ※ただし、土地所有者と土地権利者が協議の上、受益者を変更することができる。

**負担金額** 1㎡当り87円 × 所有する土地の面積

**納付方法** 分割納付もしくは一括納付  
 （初年度の第1期納期限までに一括納付の場合、報奨金制度として1割差し引いた額となる。）



### 下水道使用料

（「倉敷市下水道条例」による） [昭和43年4月1日施行]

昭和43年度から供用開始の告示をした区域内の利用者から徴収している。

昭和51年、条例改正によって排水区域の使用料徴収を廃止すると同時に、従来単一従量料金体系であったものを累進増使用料体系に改めた。

**現行使用料** ※令和元年10月1日（令和元年12月1日以降の検針分）から適用。 (税込2か月当り)

汚水区分	使用水量	金額	計算式
一般汚水	基本料金 (16㎡まで)	2,222 円	
	16㎡を超え 20㎡まで	138 円	138円×使用水量+14円
	20㎡を超え 40㎡まで	158 円	158円×使用水量-386円
	40㎡を超え 60㎡まで	245 円	245円×使用水量-3,866円
	60㎡を超え 100㎡まで	270 円	270円×使用水量-5,366円
	100㎡を超え 200㎡まで	297 円	297円×使用水量-8,066円
	200㎡を超え 1,000㎡まで	328 円	328円×使用水量-14,266円
	1,000㎡を超え2,000㎡まで	413 円	413円×使用水量-99,266円
	2,000㎡を超えるもの	490 円	490円×使用水量-253,266円
湯屋用汚水	基本料金 (20㎡まで)	2,772 円	
	20㎡を超える1㎡につき	33 円	33円×使用水量+2,112円
臨時用汚水	1㎡につき	245 円	
特定用汚水	基本料金 (20㎡まで)	2,772 円	
	20㎡を超える1㎡につき	158 円	158円×使用水量-388円

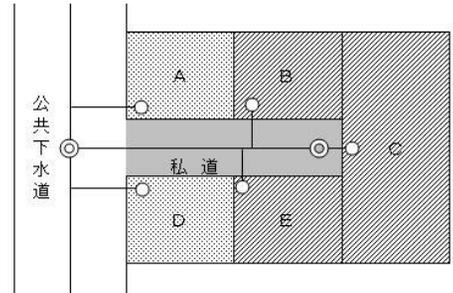
### 私道への公共下水道敷設

（「私道への倉敷市公共下水道敷設事務取扱要綱」による） [昭和47年11月1日施行]

※主な条件

- 私道的一方が公道に接続し、不特定多数の者が交通の用に供していること。
- 道路幅員が1.0m以上であり、かつ公共下水道を敷設することが可能であること。
- 私道に接している汚水を排除する所有者の異なる建築物（同一世帯を除く）が2戸以上あり、その全戸が遅滞なく水洗化（公共下水道への接続）することが明らかであること。
- 私道の所有者が公共下水道の敷設を承諾していること。  
 （ただし、所有者不明私道への敷設においては、一部緩和措置あり）
- 私道の使用期間が永代であり、かつ、使用料が無償であること。
- 私道の所有権を第三者に譲渡し、当該土地に制限物件その他の権利を設定し、または、これらの権利を譲渡する場合は、譲受人その他権利を取得する者に対し、使用権を受け継がせる確約が得られていること。

(例)



一般的にはB・C・Eが対象です。  
 A・Dは公共下水道に直接接続できますが、私道側から接続することもできます。

### 共同排水設備設置補助金制度

（「倉敷市下水道共同排水設備設置補助金交付要綱」による） [昭和47年11月1日施行]

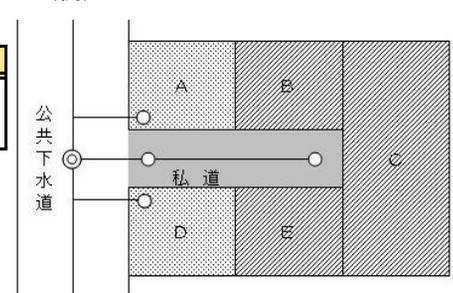
私道等へ下水道共同排水設備を設置する者に一定の条件を設け設置資金の一部を補助している。

対 象	金 額
共同排水設備に汚水を排除する家屋が2戸以上	見積額と市算出額を比較し少ない方の額の2/3以内

※主な条件

- 下水の処理開始の告示日から3年以内の工事に限る。（ただし、所有者が複数での申請は3年過ぎても可能）
- 設置する下水道共同排水設備に汚水を排除する家屋が2戸以上あること。
- 私道等の所有者が下水道共同排水設備の設置を承諾していること。
- 市税及び下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金を完納していること。

(例)



一般的にはB・C・Eが対象です。  
 A・Dは公共下水道に直接接続できますが、私道側から接続することもできます。

## 水洗便所改造補助金制度

(「倉敷市水洗便所改造補助金交付要綱」による) [平成21年4月1日施行]

くみ取便所や浄化槽を廃止して下水道に切り替える者に一定の条件を設け、補助金を交付している。

条 件	金 額
(1) 下水処理開始の告示日から1年以内に、くみ取便所や浄化槽を廃止して下水道に切り替えるための接続申請をする者。	1戸当たり
(2) 市税、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金の滞納がないこと。	12,000円

## 水洗便所改造資金融資あっせん制度

(「倉敷市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給要綱」による) [平成16年4月1日施行]

既設の便所(くみ取式及び浄化槽を使用した便所)を水洗便所に改造するために必要な資金を借り入れられるよう、金融機関に融資のあっせんを行っている。

融資限度額	償還方法	利率
くみ取便所(1槽)又は浄化槽(1基)につき80万円以内で、排水設備工事費の範囲内	融資を受けた翌月から、50回以内の元金均等月賦償還(1回5千円以上)	金融機関と契約した利率。 ※ただし、下水の供用開始の日から3年以内に申請の場合は、無利子(市が全額利子負担)

### ※資格要件

- (1) 下水道の処理区域内に建築物を有する人、又は所有者の同意を得た人(法人を除く。)
- (2) 市税、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金及び水道料金の滞納がないこと。
- (3) 確実な連帯保証人が1人あること(県内に住む独立の生計を営んでいる人で、法人を除く。)
- (4) 融資を受けた改造資金の償還能力を有すること。

## 雨水流出抑制施設設置補助金制度

(「倉敷市雨水流出抑制施設設置補助金交付要綱」による) [平成10年4月1日施行]

雨水の利用及び雨水の流出抑制を推進するため、下水道の切り替えに伴い不要となった既設の浄化槽の改造、または雨水流出抑制施設の設置に関して、補助金を交付している。なお、事前に申請が必要。

補助金交付の対象		対象区域	金 額
雨水の有効利用を図り、雨水の流出抑制施設を設置する場合	小規模雨水流出抑制施設の設置	倉敷市全域  (ただし浄化槽の改造は処理区域内)	標準工事費用と実際に支出した費用を比較し少ない方の額の2/3以内  (ただし、小規模・中規模雨水流出抑制施設の場合は、限度額20万円)
	中規模雨水流出抑制施設の設置		
	大規模雨水流出抑制施設の設置		

## 止水板設置工事等補助金制度

(「倉敷市止水板設置工事等補助金交付要綱」による) [令和3年5月13日施行]

住宅等の内部への浸水を防止するため、当該住宅等の出入口等に設置する止水板に関して、補助金を交付している。なお、事前に申請が必要。

補助金交付の対象	対象区域	金 額
取り外し可能な簡易施設で、市販の止水板を購入し設置	倉敷市全域	標準製品単価及び標準工事費の1/2以内、ただし限度額20万円

## 低宅地汚水ポンプの公共設置

(「倉敷市公共下水道低宅地用汚水ポンプ施設設置要綱」による) [平成22年10月1日施行]

公共下水道への接続にあたり、ポンプ施設を設置しないと接続できない低宅地などにお住まいの方のために、低宅地ポンプ施設を設置している。なお、事前に申請が必要。

対 象	設 置 基 準
公共下水道への接続にあたり、ポンプ施設を設置しないと下水道に接続できない低宅地などで、個人が所有する一戸建て住宅。	ポンプ施設は1宅地につき1施設

# 8

## 農業集落排水事業

### 農業集落排水事業

農業集落を対象に、生活環境の改善を図り、農業用水や河川などの水質保全のため、排水処理施設を整備する事業です。倉敷市では、①浅原地区・浅原処理場、②船穂西部地区・船穂西部処理場、③箭田川南地区・箭田川南処理場が稼働しています。

#### ①浅原地区・浅原処理場



所在地	倉敷市浅原
採択年度	平成7年
供用開始年度	平成11年
計画処理人口	630人
処理計画汚水量(日最大)	207.9m <sup>3</sup> /日
処理方式	塩化第2鉄液注入間欠流入間欠ばっ気方式
管路延長	4,633.15m
マンホールポンプ	1箇所
計画流入水質(BOD)	200
計画放流水質(BOD)	20

#### ②船穂西部地区・船穂西部処理場



所在地	倉敷市船穂町船穂
採択年度	平成6年
供用開始年度	平成10年
計画処理人口	430人
処理計画汚水量(日最大)	142.0m <sup>3</sup> /日
処理方式	土壌被覆型接触曝気法ソイルシステムII型
管路延長	4,244.80m
マンホールポンプ	12箇所
計画流入水質(BOD)	200
計画放流水質(BOD)	20

#### ③箭田川南地区・箭田川南処理場



所在地	倉敷市真備町箭田
採択年度	平成9年
供用開始年度	平成13年
計画処理人口	480人
処理計画汚水量(日最大)	168.3m <sup>3</sup> /日
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式JARUS-IV96型
管路延長	5,828.37m
マンホールポンプ	9箇所
計画流入水質(BOD)	200
計画放流水質(BOD)	20

# 9

## マンホールカード

### マンホールカードとは

マンホールカードとは、世界に誇れる文化物である日本のマンホール蓋を皆様に楽しく伝えるとともに、下水道への理解・関心を深めていただくためのコミュニケーションツールとして、全国の地方公共団体と下水道広報プラットフォームが共同で作成したカード型のパンフレットです。マンホールカードは今まで下水道を気に留めていなかった方には関心の入り口として、既にマンホール蓋に関心を寄せていただいている方には、蓋の先にある下水道の大切さをより深く理解していただくことを目的に誕生しました。

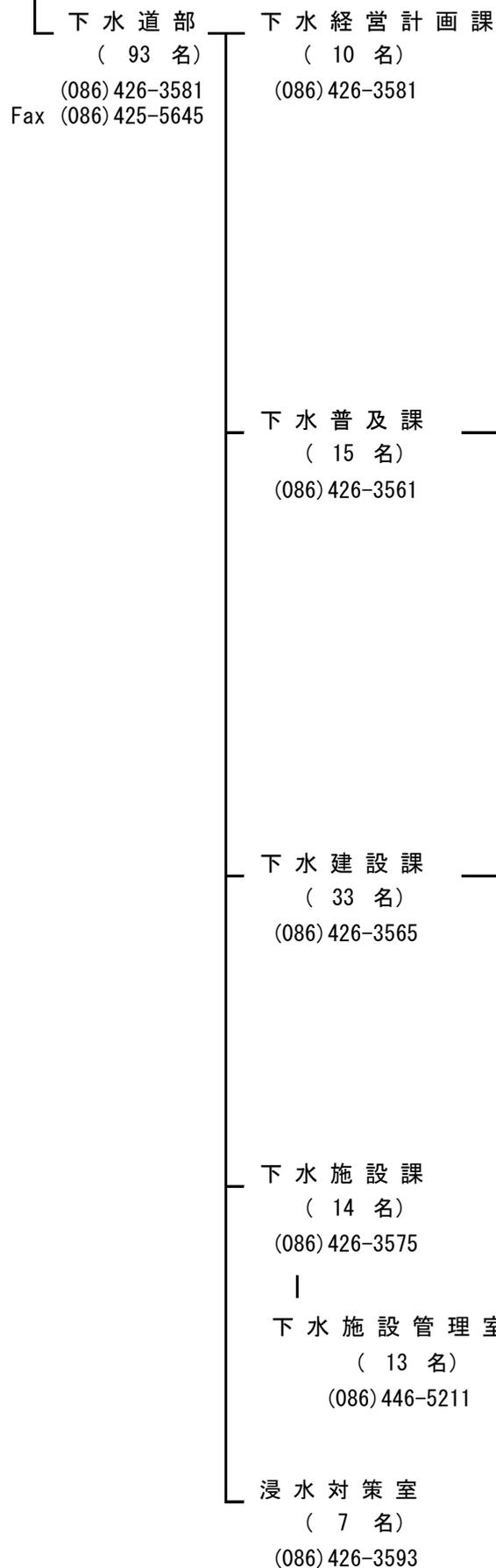
### 倉敷市のマンホールカード

倉敷市では、平成28年4月からマンホールカードの配布を始め、現在では、5種類のマンホールカードを配布しております。マンホールカードは、各マンホール設置場所の近くの配布場所で無料でお配りしています。詳しくは、倉敷市下水道部のホームページをご覧ください。  
(倉敷市下水道部ホームページ：<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/31547.htm>)



# 10 下水道部組織図

環境リサイクル局



## 主要事務分掌

### 下水道経営計画課

- (1) 健全経営への分析及び企画立案に関する事。
- (2) 重要施策の調査研究、企画立案及び進行管理に関する事。
- (3) 基本計画及び事業計画の策定に関する事。
- (4) 財政計画及び起債計画に関する事。
- (5) 下水道事業の推進に係る協議会等に関する事。
- (6) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事。
- (7) 固定資産の評価及び減価償却に関する事。
- (8) 予算、決算及び財務諸表に関する事。
- (9) 経理及び業務状況に関する事。
- (10) 資金計画に関する事。
- (11) 企業会計システムの管理運営に関する事。
- (12) 倉敷市下水道事業審議会に関する事。

### 下水道普及課

- (1) 下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金並びに農業集落排水事業分担金に関する事。
- (2) 下水道使用料及び農業集落排水事業の使用料に関する事。
- (3) 下水道の供用及び処理開始の告示に関する事。
- (4) 水洗便所及び排水設備の普及促進に関する事。
- (5) 水洗化補助金及び改造資金の融資あっせんに関する事。
- (6) 排水設備の確認申請に係る審査及び検査に関する事。
- (7) 特定施設等の設置指導、設置確認及び検査に関する事。
- (8) 事業場等からの排水に係る水質調査及び指導に関する事。
- (9) 共同排水設備の設置に関する事。
- (10) 下水道排水設備指定工事店に関する事。
- (11) 下水道排水設備工事責任技術者に関する事。
- (12) 下水道排水設備指定工事店等審査委員会に関する事。
- (13) 下水道自家用汚水ポンプ施設の設置に関する事。
- (14) 水洗化あっせん委員制度に関する事。
- (15) 固定資産の取得、管理に関する事。

### 下水道建設課

- (1) 管きよの実施計画及び施行に関する事。
- (2) 管きよの改築更新等に関する事。
- (3) 私道への下水道敷設に関する事。
- (4) 公共ます等新設工事に関する事。
- (5) 管きよ(マンホールポンプを除く。)の維持管理に関する事。
- (6) 都市計画法第32条に基づく同意及び協議に関する事。
- (7) 特別使用に関する事。
- (8) 団地接続に関する事。
- (9) 下水道台帳の調整及び保管に関する事。
- (10) 固定資産の取得及び管理に関する事。

### 下水道施設課

- (1) 処理場及びポンプ場の実施計画及び施行に関する事。
- (2) 処理場及びポンプ場の改築更新等に関する事。
- (3) 処理場及びポンプ場の維持管理の総括に関する事。
- (4) 水質に関する事。
- (5) 固定資産の取得及び管理に関する事。

### 下水道施設管理室

- (1) 下水の終末処理に関する事。
- (2) 水質に関する事。
- (3) 処理場及びポンプ場の維持管理に関する事。

### 浸水対策室

- (1) 雨水管理総合計画の推進に関する事。
- (2) 浸水対策における総合調整に関する事。
- (3) 雨水流出抑制施設等の設置補助に関する事。
- (4) 固定資産の取得及び管理に関する事。
- (5) 総合浸水対策推進協議会に関する事。

